

板橋区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事務処理要領

(平成12年7月26日部長決定)

(目的)

第1条 この要領は、東京都板橋区介護保険条例（東京都板橋区条例第25号。以下「条例」という。）

第10条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例について、取扱基準を定め、その運用の公正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、板橋区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事務処理要綱（平成12年9月29日区長決定。以下「要綱」という。）の例による。

(特例事由)

第3条 特例対象者の事由は、次のとおりとする。

- (1) 災害等による財産の損害
- (2) 収入の著しい減少

(特例割合)

第4条 特例割合は、条例第10条に定めるとおりとする。

(特例割合の適用期間)

第5条 前条の特例割合の適用期間は、3か月とする。適用開始月は申請のあった月とし、その初日から適用する。ただし、当該期間の末日の属する月の前月以前に資力の回復その他の状況の好転（以下「資力の回復等」という。）が見込まれる場合においては、資力の回復等が見込まれる日の属する月の末日まで適用する。

- 2 適用期間の末日において資力の回復等がない場合は、さらに3か月以内に限って延長を認めることができるものとする。
- 3 利用者負担金の支払いが長期にわたり困難と見込まれるときは、生活保護の適用を受けるよう指導する。
- 4 適用期間内において、やむを得ない場合を除き、介護サービス計画の著しい変更をしてはならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、特例の適用に関し必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付則

この要領は、平成12年7月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成12年9月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。